

第29回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成24年11月28日（水）18時30分から20時09分
- 2 開催場所 クリーンプラザふじみ3階研修ホール
- 3 委員出欠 出席 27人（欠席者2人）
出席委員 石坂卓也（副会長）、石丸和弘、伊地山和茂、大谷一江、小林又市、
小林義明（会長）、小松日出雄、小松増美、嶋田一夫、清水八千代、
鈴木和夫、田中一枝、馬部昭二、牧野隆男、増田雅則、町田宇平、水野浩、
山添登、山本益雄、和田純男、浜三昭（副会長）、吉野弘巳、澤田忍、
荻原正樹、佐藤昌一、竹内富士夫、長岡博之
- 4 出席者
参 与 河村孝（三鷹市副市長）、小林一三（調布市副市長）
事務局 田中實、深井恭、奥山尚、飯泉研、飯高秀男、和田良英
J F Eエンジニアリング株式会社 大村嘉則、半澤祐幸
パシフィックコンサルタンツ株式会社 宇田川学、吉留雅俊
- 5 傍聴者 3人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
 - （1）第28回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
 - （2）ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定締結について
 - （3）ふじみ衛生組合新ごみ処理施設試運転に関する協定締結について
 - （4）ふじみ衛生組合ごみ処理施設の名称及び愛称について
 - （5）空間放射線量の測定結果について
 - （6）リサイクルセンターの処理方法の見直しについて
 - （7）可燃ごみの夜間搬入予定について
- 3 その他
次回日程
- 4 新ごみ処理施設視察見学

現場視察

5 閉会

【配付資料】

議事次第

- 【資料1】 第28回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨
- 【資料2】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定締結書（写）
- 【資料3】 ふじみ衛生組合新ごみ処理施設試運転に関する協定締結書（写）
- 【資料4】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設の名称及び愛称
- 【資料5】 空間放射線量測定結果
- 【資料6】 リサイクルセンターの処理方法の見直し
- 【資料7】 可燃ごみの夜間搬入予定

【会議録】

18時30分 開会

1 開会

事務局 : 「調布市北の台第二自治会」の地元協議会委員の交代について報告。
野納敏展委員より山田知英美委員（本日欠席）へ交代。

【本日の配付資料の確認】。

資料2と資料3、環境保全の協定書と試運転の協定書について、自治会長さんに署名、捺印いただいたものですが、それにつきましてはきょう、それぞれ会長さんのほうに郵送させていただきました。当初は本日皆さんにお配りして、皆さんからお渡ししていただこうと思いましたが、本日、事務局のほうでそれぞれ自治会長さん等に郵送させていただきましたので、よろしく願いいたします。

また、新しくこちらの新ごみ処理施設のほうに移りました。それで、マイクのほうもリニューアルいたしまして、いつも速記の方がついていたのですが、きょうから速記さんはつきませんで、このマイクでやりたいと思うのですが、諸注意がありますので、お聞きください。

H 委員 : それでは新しい会議システムのご説明をさせていただきます。

(マイクテスト)

事務局 : ここからの議事進行につきましては小林会長にお願いいたします。

会 長 : 皆様、本日は夜分、地元協議会への出席、御苦勞さまでございます。
本日は29人中27名の出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

本日は、前回の地元協議会でまとめた協定書について、各自治会長さんの署名、押印がされ、締結書としてでき上がりましたので、その報告をいただきます。その他もろもろございまして、その後に施設見学がございしますので、施設見学、1時間ほどかかりますので、その辺の時間も考慮に入れていただき、その協議を終わらせたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、本日も、三鷹市、調布市の両参与にご出席をいただいております。
よろしくお願いいたします。

2 報告事項

(1) 第28回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

B 委員 : これは事務局に前々日に言ったのですが、4万立米が40万になっていますので、会議で発言してほしいとのことなので、4万か40万か、見ればわかるでしょうと言ったのですが、4万立米です。

事務局 : 今ご指摘がありましたのは4ページで、上から5行目と6行目、「40万立米」と記載されていますが、さきに指摘されてテープを聞き直しましたらそのとおりでした。今、4万だというご訂正がありましたので、「4万立米」に訂正させていただきたいと思います。

会 長 : 他によろしいということであれば、議事録の公開を事務局よりお願いいたします。

(2) ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保善に関する協定締結について

(3) ふじみ衛生組合ごみ処理施設試運転に関する協定締結について

事務局 : それでは協定締結についてご説明申し上げます。きょう、席上に配付をいたしました、ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱の、自治会等という一覧表を皆さん方の机に配ったのですが、こちらは要綱の別表第1に載っている自治会等ございまして、全部で22の自治会が要綱上ございます。

私どものほうは、この自治会の自治会長さん全員にお伺いをいたしまして、署名、押印のお願いをしてまいりました。三鷹市で申しますと、5番目の都営下連雀9丁目アパート自治会は、今回の地元協議会委員の推薦がございませんでしたが、この内容については逐次自治会のほうには説明してまいりました。今回、説明を申し上げまして、自治会長さんに申し上げたところ、署名、押印をいただいたということで、三鷹市さんではナンバー1から10までの自治会長さん全ての署名、押印をいただきました。

調布市でございますが、18番目、20番目の、都営調布深大寺東町八丁目アパート自治会と、深大寺北町山野自治会も、今回ご都合が悪くてご推薦をいただいておりますので、今回の地元協議会の委員さんはいらっしゃいませんが、自治会長さんをお願いをいたしましたところ、20番の北町山野自治会長さんから署名、押印をいただきまして、18番の都営八丁目アパート自治会につきましては、委員がいないということで、特に署名は必要ないということでしたので、調布のほうは18番を除いたほかの自治会長さんの署名、押印をいただいております。全部で21の自治会長さんの署名、押印をいただいております。

その結果が、皆さん方にお配りいたしました資料2と3の後ろに、署名、押印されたものをつけてございます。

以上、環境保善に関する協定書と試運転に関する協定書、両方の署名、押印をいただきまして、その写しを皆様方にきょう、配付させていただきました。

a 副会長 : ここで、署名済の正本が2通ございます。それぞれ2種類の協定書がありますので計4通という形になりますが、それぞれ2通ずつございます。その各1通につきましては自治会等の代表の小林会長さんに本日お渡ししたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。残りのそれぞれの1通につきましては、ふじみ衛生組合で保管という形になりますので、よろしくお願いたします。

それでは、ただいまお渡し申し上げます。

(会長へ事務長より協定書原本を渡す)

それでは、ただいま協定書の締結の手続きが完了いたしましたので、事務局からご相談を申し上げたいと思っておりますが、まず1点目が、協定書の情報公開についてでございます。

この協定書及び別冊につきましては、これまでも地元協議会は公開ということで、公開の中で協議をしてまいりました。そういうこともございますので、こちらの協定書及び別冊等を見せていただけませんかという請求があった場合には、情報を公開するという形でさせていただきたいと存じますが、その点、ご異議がないかどうかお諮りさせていただきたいと思います。

それから、念のために申し上げますと、もう1点、協定書の原本の写しが欲しいと言われた場合につきましては、原本となりますと押印や署名がされているものになりますので、仮に原本の写しが欲しいと言われた場合に限りましては、プライバシー等の関係がありますので、こういう個人のお名前が入っているところと印影の入っているところだけは伏せた形で、それぞれ情報公開をしたいと思います。

まず、以上2点につきましてお諮りさせていただきたいと思います。それともう1点が、あわせましてホームページ等にもこの情報につきましては、ちょっとまだ準備がすぐには整いませんが、アップをしたいと思いますので、その点につきましてもご協議いただければと思います。

会 長 : まず、協定書の公開についてですが、これは会議も公開しておりますし、問題はないのではないかと思います、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。協定書も公開をするということで。

それから、印鑑とお名前を伏すというか、公開しないということによろしいですね。

(異議なしの声)

ありがとうございます。公開しないということで扱います。

それから、ホームページについても協定書は公開するという事によろしいですね。自治会長等のお名前、印鑑等については公開はしないということになります。

a 副会長 : それでは、事務局より引き続きまして、この2と3の協定書の関係につきまして補足をさせていただきます。

11月15日に、ふじみ衛生組合の定例の議会がございました。その議会の中で、このそれぞれ2つの協定書について、議員の皆様には資料として提供させていただきました。その中で、議員の皆さんの質問の概要につきまして、この場でちょっと報告をさせていただきたいと思います。

質問は6点ございまして、1点目につきましては、協定書の第4条2項で、情報の公開についてということで、公開の方法、手段等についてご質問をいただきました。こちらにつきましては、第14条の「データの公表等」に従いまして、測定データ等は常時表示に加えまして、必要な事項については広報誌、ホームページで情報を公開する旨、お答えいたしました。

2点目の質問でございますが、将来、この施設が廃炉になり取り壊す場合についてのご質問をいただきました。回答といたしましては、解体に関する工事協定を別途結ぶ予定である旨、お答えをさせていただきました。

3点目でございます。厳しい自主規制値との説明だが、その詳細について教えてほしいというご質問がございました。この件につきましては、国の基準よりも厳しい自主規制値を設定している旨、具体例を挙げてお答えをさせていただきました。

4点目の質問でございます。空間の放射線量が年間1ミリシーベルトを超えるおそれがある場合の対応についてのご質問をいただきました。答えといたしましては、1時間当たりに換算しますと0.23マイクロシーベルトが目安となりますので、万一、空間放射線量の測定をした中でその数字に近づいてきた場合には監視を強化していく旨をお答え申し上げます。

5点目の質問でございます。災害廃棄物の受け入れの中で、セシウム濃度が240ベクレル/キログラム以下にした根拠は何かとのご質問がございました。セシウム濃度が240ベクレル/キログラム以下の災害廃棄物であれば、燃やした後の灰が8,000ベクレル/キログラム以下におさまるといふ、国が定めた基準である旨お答えいたしました。

最後に、その質問との関連もございまして、放射能や環境、健康被害に対する地元協議会の議論の中で、特筆する議論があったら教えてほしいとの質問をいただきました。こちらにつきましては、放射能については4,000ベクレル/キログラムという自主規制値に準じた数値を示して、それ以上にならないように地域住民の皆様の健康面に配慮し対応していく旨、お答えさせていただきました。さらに、専門委員会を設置して、第21条第2項にもありますように、地域住民に健康被害が生じた場合は専門委員会及び関係機関の意見を最大限尊重し解決を図る旨、この件につきましては、正副管理者及び参加者からお答えをさせていただいたところでございます。

なお、ご質問された議員からは、大変厳しい自主規制値を設けて運転するという事ですから、本当に住民の健康あるいは環境に配慮ということをしつかりお願いしたいという意見。それからもうひとつ方は、これまで何度も地元の方々と話し合いを続け、特に健康被害の対応と施設の安全に心を砕いて努力されてきたことがわかりました。これからもきちんと対応をお願いします、とのコメントをいただきました。

B 委員 : 今、事務長から、近隣に対する、特に問題提起はなかったのかということについて、今、ご回答がありました。私は、平成13年から、安田養次郎さんに始まりまして現在の三鷹市長さんに至るまで、においの問題について随分提起してあるわけですし、調布市議会でも10年前に大河議員がにおいの問題について質問して、当時の環境部長が回答しておりますが、満足の回答はないというような発言も議員の広報誌で読んでおります。

したがって、事務長にご質問します。においについては何もなかったのですか。

a 副会長 : ただいまのご質問ですが、11月15日のふじみ議会におきましては、においの件については特にご質問はございませんでした。

B 委員 : 先ほど事務長の報告事項で、そういう苦情とか話があったのですかという質問に対して、においのことについてあなたが回答していないから、さんざん言ったのにどうしてにおいの問題を言わなかったのですかと聞いているのです。

a 副会長 : まず、ちょっと誤解があると申し訳ありませんが、この協定書を議会にお見せした中では、においについては、その協定書のところでのご質問等はありませんでした。

それから、きょうの最後の議題でもありますが、リサイクルセンターの処理方法の見直しという報告事項がありますが、その件についても議会でも報告をしております。

B 委員 : 要するに、議員から何かあったのではないですかという質問をされたのでしょうか。そのとき、あなたは、近隣からそういういろいろなことを、要するにいろいろな話があったでしょう。例えばにおいとか、さっき言った放射能とかがあったでしょう。そのときに、あなたはにおいのことを何も言っていないじゃないですか。どうして言わなかったのですかということを知りたいのです。

a 副会長 : もう一度同じ答えになりますが、11月15日の議会の中では、この協定書を説明したときに、議員の皆様からにおいてのご質問はございませんでしたので、その中では答えていないということでございます。

(4) ふじみ衛生組合ごみ処理施設の名称及び愛称について

会 長 : ほかに何かございますか。

なければ、(4)に移らせていただきます。ふじみ衛生組合ごみ処理施設の名称及び愛称について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : それでは私から、ふじみ衛生組合ごみ処理施設の名称及び愛称について、報告をさせていただきます。お手元の資料4をごらんください。

不燃施設の名称につきましては、以前、地元協議会で報告したとおり、「リサイクルセンター」でございます。

続きまして、可燃施設の名称ですが、こちらの施設が広く市民の皆様に関心され、身近に感じられるようにと愛称を募集したところ、2歳の女の子から86歳の男性まで、合計103通もの応募をいただきました。

その中から、「クリーンプラザふじみ」を施設の正式名称といたしました。また、施設の愛称といたしましては、複数の応募作品を組み合わせまして、「三調めのエントツくん」とさせていただきました。ちなみに、愛称の「三調」は、本組合の組織市でございます三鷹市の「三」と、調布市の「調」の字でございます。

最後に、可燃施設の名称及び愛称の使用方法ですが、施設の名称につきましては、官公庁の届け出に使用いたします。また、施設の愛称につきましては、見学者説明用のパネル及び見学者説明用のパンフレット、並びに本組合のホームページなどで幅広く使用したいと考えております。

○ 委員 : この当選者は、年齢別にいくとどのくらいの基準の年齢になりますか。

事務局 : 今回、最優秀賞はございませんでしたが、優秀賞が4点ございます。その方の年齢をお話いたします。

まずお一人目が69歳の女性です。続きまして76歳の男性、38歳の男性、27歳の男性が、今回、優秀賞として受賞されております。

(5) 空間放射線量の測定結果について

事務局 : それでは資料5をごらんください。空間放射線量測定結果でございます。

今回、10月から測定を始めておりまして、10月5日、10月19日、11月8日。この資料は11月21日に送付したものでございますので、その翌日、11月22日にも測定をしております。その結果については載せてございません。

測定の間所でございます。地元協議会のこの協定書によりまして、敷地境界の東西南北の4カ所と、もう1カ所、構内駐車場のバスの止まる付近でということでございますが、現在、その付近につきましては工事中でございますので、今回測定したのは東西南北の4カ所でございます。

東に当たりますのがCゲートの道路とふじみの敷地の境界。西側につきましてはBゲートでございます。同じく南面につきましてはDゲート。それから敷地境界北と申しますのは、三鷹市役所からのくぐり戸がございまして、その付近で測ってございます。

測定した機器、本当はここに載せるべきでしたが漏れております。日立アロカメディカル株式会社のTSC172Bという機械でございます。今度発表するときはその測定機器名を入れさせていただきたいと思っております。この機器につきましては、23区の清掃一部事務組合であるとか、三鷹市の環境センター等でも測定をしている機器でございます。

測定結果をごらんいただきますと、測定箇所につきましては地上1メートルと地上5センチ、1カ所当たりその2カ所をはかってございますが、三鷹市あるいは調布市でいろいろな場所ではかった結果が、ホームページ等で公表されている数字とほぼ変わらない数字でございます。

新ごみ処理施設の本格稼働後の影響はどうかということを確認するために、10月から測ったというものでございます。

今後の予定でございますが、5週ある月につきましては第2・第4木曜日、朝8時40分ぐらいから、測ろうと思っております。同じく4週の月につきましては第1・第3の木曜日、これも8時40分ぐらいから測定をしようと考えております。

また今後も「建設ニュース」あるいはホームページ等で、この測定結果についてはお知らせをまいります。

I 委員 : 今、測定器の種類を言ったのですが、アロカTSCと今聞こえたのですが、それで間違いないですか。

事務局 : 測定機器でございますが、もう一度言います、日立アロカメディカル株

式会社、TCS172Bという機械でございます。失礼いたしました。多くの清掃工場で測定をしているという機器でございますので、ふじみもならいましてこの機器で測定をいたしました。

O 委員 : これが、最初かどうかわかりませんが、前に測ったデータとの比較がもしわかりましたら教えてください。

それから、この各々の日の天候も、放射能に特に関係ないとは思いますが、天候状況をお知らせください。

H 委員 : この3日間、いずれも天候については晴れでございます。今回測定したのが10月5日、これがスタートです。これが一番最初になっています。ごみが搬入される前のバックデータという形で、ここに載っているものが最初でございます。

b 副会長 : 細かいことですが、機械の名前が出なかったのですが、あわせてと思ったのですが今出ましたので。この機械は自前で、ふじみ衛生組合で購入されたものかを一つつけ加えていただきたい。

それから、この測定をしたのはふじみ衛生組合で測定されたのか、あるいはどなたか外部に委託されたのか、その出どころをはっきり、資料を出すときには明示していただきたいと。今後ですね。この問題は、やはり今後焼却場がある限り、地域としては非常にデリケートな問題なので、細心の注意を払って資料をつくっていただきたい。再度要望を申し上げておきたいと思えます。

H 委員 : 今の段階でお答えをしておきます。この機器の購入につきましてはふじみ衛生組合で購入してございます。それから測定につきましてもふじみ衛生組合の職員が2名で担当しております。

記述方法についても、ご指摘のとおり丁寧に対応させていただきます。

O 委員 : 天候については前から入れていただくように、たしかお願いしたと思いますが、今後入れていただきたいと思えます。風向きとですね。

それからもう1点、これは測定回数は1回だけなのですか。それとも10回とか5回とか3回とか、何回か回数があるのですか。それを教えてください。

H 委員 : これは5回の平均をとってございます。やはりちょっとわかりにくいので、こういう方法で測定しましたということ、今度明確にお知らせさせていただきます。

それから、天候、風速・風向について、特に問題になるようなデータではないと考えておりますので、必要なものについては、天候ですね、そういうものについては記載させていただきます。

B 委員 : こういうデータについては風向きとか天候によって大分データが違うと思うのです。今ここにあります資料5、風向きとかそういうのが全然入っていないじゃないですか。敷地境界などでも影響は多分にあると思うのです。前回、たしかG委員が、天候状況、風向きその他のデータを入れますと約束したにもかかわらず、なぜ入れないのですか。

H 委員 : 風向きのデータを入れますというのは排ガス関係のデータです。排ガスが風向きによってどちら方向へ流れていくかということが非常に重要になります。放射線につきましては、そのポイントで測定器のところへ放射線が何本通過したかを計測しています。ですから、遮蔽するものがなければそこを通過していくということでございますので、特に風向・風速は関係ございません。

(6) リサイクルセンターの処理方法の見直しについて

事務局 : リサイクルセンターの処理方法の見直しということで、資料6をごらんください。

私どもリサイクルセンターの臭気の件に関しましては、西側の市民の方から、苦情をいただいております。それで、今、リサイクルセンターのほうですが、不燃ごみから出ます小型電気製品や粗大ごみ、リサイクルできないようなプラスチックごみにつきましては、いわゆる破碎系のラインとって、ごみをこなごなに粉碎するラインがございます。その中で、この資料の下の変更前という右側のところですが、②のところ二次裁断機というものがございまして、実はそこのところに防爆対策といたしまして蒸気を吹き込んでおります。これは酸素濃度を低下させるという意味合いがございます。リサイクルセンターでは、実はそこの部分の排気系統が一番臭気が強く出ているところを特定いたしました。

それで、私どもはこの間、活性炭や薬液による消臭なども検討してまいりました。結論から言いますと、この破碎系のラインを今年度いっぱい停止して、平成25年度からは、今、機械で粉碎して選別している処理を人の手による作業に切りかえて行うというふうに考えております。そうす

ることによって、いわゆる破碎系の機械をとめますので、当然、二次裁断機の防爆のところも、水蒸気を吹く必要性もなくなりますので、今後、この部分から臭気は出ないものと考えております。

ですので、平成25年4月1日以降、その状況を確認していただければと思っております。

この間、いろいろご迷惑をかけてきたことを、本当におわびいたします。

B 委員 : この件については、従前から管理者にも内容証明を出したし、副管理者にも11月17日に書面を出しております。したがって、事務長にも書類を出しております、大ざっぱにいうと、要するに高井戸や井草のように半地下もしくは地下化して密閉にしてくださいというのが私たちの前提なのです。

去年の11月以降、文書を14通出してありますが、要するに、旧不燃物、今、センター長が説明した中で、要するに密閉状態ではないのです。

23日も扉があいています。したがってそこから出ている。きょうも、行きましたが、排気していますよ。つまり、何もしないで排気をしているからおうのです。それと、そういう開口部からにおいが出ているわけです。少ないとか多いとかの問題ではなくて。そういうところを密閉してくださいよと申し上げた。それを、作業工程を変えますとか、例えば西側の、北側の2番目の、今までナンバーのない車、半分頭を出して、朝から晩まであそこの扉はあけっ放しじゃないですか。今度は作業工程を変えたからあそこはなくなりますよ、それはわかります。けどほかのところは全部あいているじゃないですか。23日もあいていましたよ。そういうことをやらないで、こういう、できるようなことを書いたってだめなんです。密閉するところは密閉して、そういう排気を、例えば7馬力半で今でもついているじゃないですか。7馬力半のあれを恐らく4万立米ぐらい吸い込んでいると思いますけれど、そこの吸い込んだ空気はどこから出しているのですか。2階の1万8,000立米のあそこから、何もしないで吐き出しているじゃないですか。真ん中のびん・缶のところ、きのうG委員と一緒に見てきましたけれど、機能していないじゃないですか。300キロの活性炭を入れて、何も機能していません。あそこを一緒に見たのですが、ふさがっていますよ。負圧なんかかかかっていませんよ。そういうことをちゃんとやるのが正しいのだと思います。作業をやめますとか、できるところ、

いつもそうです。一番くさいところをやめます。もう、くさいところをやめるに決まっているでしょう。もしそういうことをやるのだったら、多摩川のように、地下の1メートル圧送すれば、においなんか出ませんよ。そういう最近の機器を駆使して改良しない限り、永久にああいう開口部からにおいが出るに決まっていますよ。なぜやらないのですか。

S 委員 : 臭気対策につきましては、確かにB委員からご指摘をされておまして、ふじみ衛生組合のほうでも臭気の測定を行ったところでございます。そして、専門家でございます臭気の測定会社のほうから、先ほどセンター長が説明させていただきました防爆系の排出口が主な原因であるという結果が出されています。そこで、先ほど言ったような対策をとらせていただくということでございまして、そこだけが原因ということでは確かにないわけでございますが、ふじみ衛生組合としましては、機械で破碎していたものを手作業にすることによりまして、その臭気は来年4月からは出ないように、まず第一歩としてやっていきたいと考えているところでございます。

B 委員 : B参与にお尋ねします。悪臭防止法という法律がありますよね。調布市は現在のにおいについて、先般の協議会でもA参与が申しわけないと初めてにおいの点について話されているわけです。

したがって、B参与にお尋ねしたいのは、においが出ているということは事実なので、10年以上もたびたび出ているわけです。私も神代コーポの社長と一緒にふじみ衛生組合へ行って、何ですかこのにおいとはいうことを申し上げたし、三鷹市の元生活環境部長も、東側の扉のところ、このにおいは何ですか、申しわけないと、認識しているわけです。そういう事実があるのに、そういう悪臭防止法で、調布市長は行政の長なのでですから、是正命令を出してくださいよ。どうして出さないのですか。

B 参与 : 悪臭というか臭気の問題については、近隣住民の健康あるいは生活環境の中で非常に大きな問題だろうと思っています。実際のところは、これまでもふじみ衛生組合としても努力できるものについては努力をしてくれているというふうに私どもは思っております。

ただし、やはり依然としてにおいがするというのもこれは一方で事実ですから、それについては改善をしていく努力をしていきますというのは前回の協議会の中でも私、それからA参与についても申し上げたとおりという形になっております。

先ほど、きょう、事務局のほうからご説明申し上げました、今、臭気の指数の一番高いところ、これは非常に高い数値が出ているのです。したがって、そこについてはまず全面的にやり方を変えていこうという考え方に立って対応しております。でも、そこでもなおかつ、においについて一向におさまらないということであれば、それはそれとして、また改善の努力はこれからもしていくということは、これは実際のところ、こちらも考えておりますので、そういう前提でこれからもやっていきたいと思っております。

B 委員 : ですから、そういう臨床医学的な対応策ではだめなんですよ。根本的に密閉すればいいのですよ。なぜやらないのですか。

B 参与 : 今、B委員がおっしゃったような、例えば半地下方式にするとか完全密閉方式でやる、これは確かに一つの大きな改善策になるのかなと思っておりますが、ただ、既存の施設の中で、どういうふうにしたらそれが実際に可能なかということもありますので、その辺のところについては、これから大規模改修等々を含めてさらに検討していきたいと考えております。

会 長 : B委員、密閉をしろという繰り返しの発言でございますので、同じ発言でございますので、この辺でいかがでしょうか。

B 委員 : 誰に言ったらいいですかね。A参与にお願いしたほうがいいと思います。回答をください。あなたは前回初めて認めて謝っていただいて、私は非常に感謝しているところであります。従って、実際に流れているんですから。23日も流れているんですから。そういうことをやめて、ちゃんと出さないようにしてくださいよと。やりますよと。やりますよということを約束していただきましたけれども、1年も2年も先にやられたのではかなわないですよ。当たり前ですよ。今までに一番出たところを直しますからそれで結構です、ということはいえない。だから、密閉するようにしてください。センター長、お願いします。いつまでに完全ににおいを出さないのか、結論を出してください。

会 長 : A参与。

A 参与 : 事務局のほうで答えるというよりも、正副管理者なり参与が答えるべきことだと思いますので、私のほうから総括的に言わせていただきますと、B委員が先ほど言われたように、私は——私はというかふじみ衛生組合は、においの問題については大変ご迷惑をかけて申しわけなかったと思ってい

るということは、正副管理者も含めてふじみの意思ではございます。

そういう意味で、説明した次長も申し上げておりましたが、これは第一歩ですから。第一歩。B 参与もお話ししたように、大規模な改修となるとこれは大変な費用もかかるし、いろいろなことを全部、今の焼却場の新しい施設をつくるのでもこれだけ時間をかけているわけですから、いろいろなご意見も聞きながら、B 委員のお話もよくわかりますから、それはやることになります。やるというふうに私は申し上げてきた。ですから、それがふじみの考えですよ。やりますよ、それはだから。

ただ、そうはいつでも、緊急性があるとおっしゃっているじゃないですか。日々のことですよとおっしゃっている。だから、一番においが出るところについて、まずピンポイント、緊急対応でやりたいということです。この第一歩をぜひご理解いただきたい。その上で、さらにどういう対策をしなければいけないのか、B 委員が言われるような抜本的な改善をするにはどういう工程でやるというのは、今また並行して考えています。ただ、これは年度内に、きちんとそういうふうにやれるところはやりたいということなのです。

ですから、B 委員のご意見をまさに我々は受けとめて、緊急対応と、これはすぐやる、それから抜本的な対応を今、検討していますから、それはそれでやる。ただ、今、それがいつの時期のことだとか、そういうことは申し上げられる段階まで検討が進んでいませんから、言えば無責任になります。ですから、それはしかるべき時期にきちんと私どものほうから申し上げさせていただきます。

この第一歩を見て、その上で、私どもの誠意を見ていただきたいと思っております。

- B 委員 : そうというような、作業工程を変えるとかそういうのはこれからやるのでしようけれど、一番だめなのは扉をあけているということですよ。23日もあけていたじゃないですか。なぜ閉められないのですか。あしたにだってできるじゃないですか。なぜやらないのですか。だからB 参与に言っているのです。改善命令を出しなさいと。扉をあけては困りますよと言いなさいよ。それでもう、今のおいの半分は消えますよ。あの扉から出ているんですよ。あの吸い込み口。何ですか。7馬力半吸いこんだら加圧するに決まっているでしょう。あいているところから全て空気が出てきますよ。

何もしない空気が。きょうも5時半に見たら、ダクトからいっぱい出ているじゃないですか。

そういう、加圧をしたら必ず出てくるんですよ。だから排気を浄化してください。二枚橋から持ってきて、今、飛行場にあるじゃない、あれを持ってきて活性炭をつけたら、それだけでも半分になりますよ。そういうことを早くやってくださいよ。

以上です。もうこれで終わらしましょう。

- O 委員 : 論点がちょっと集中して扉の問題になっていますが、逆に、扉が閉められないという理由はあるのだと思います。そうすればB委員の言うように半分から3分の1になるという可能性があると思いますが、まず第1点は、扉がなぜ閉められないかという問題点ですね。僕は技術的によくわかりませんけれど。

それから2番目に、今、御苦労されて、センター長のほうで手順を変えろと言われました。これによってかなりにおいは減るという想定があると思います。しかし、第2段階で、その改善した手法がだめだった場合は、次の第3番目の段階の手法はどうなるか。それは今から計画して、次の段階を想定しておかなくてはいけないのではないですか。それによって絶対においがなくなるということはまだ未知数ですから。次の段階は、じゃあどうするか。それでだめだったら次の段階と、戦略的に第2次、第3次という想定はする必要があるのではないのでしょうか。それがどうしてもできなければ、お金をかけて改善するという事しかないと思いますけれども。

- R 委員 : 今、2点ほどご質問をいただきました。まず1点目の、なぜ扉が閉められないかというところなのですが、正直に申し上げて、私どもは閉められるところは閉めております。今、B委員が言われているところは、一例を挙げれば、びん・缶を処理しているところだと思うのですが、その部分につきましては、外と中を、びん・缶を年中出し入れしているのです。ですので、例えば扉を閉めたとしても、すぐに、閉めた瞬間からあけなければいけないというようなところがございますので、そこは正直言いますとやはりあけて作業をせざるを得ないというふうになっております。

ただし、そのびん・缶のところも、ちゃんと集塵・脱臭装置をつけておりますし、きちんと調査会社に委託して臭気の測定もして、私どももその確認を行っております。

2番目ですが、先ほど説明しました、二次裁断機の防爆系統、ここをとめれば、今、西側の方が言われている臭気の部分は改善されるというふうには私は思っておりますので、ぜひ、4月1日以降、確認していただければと思っております。

さらに、やはり第2次、第3次というところがあると思います。私どもも、その2次、3次というところは、今ここで、次は具体的にこれをこういうふうにするというところまでは、確かに今はちょっとご説明できませんが、やはり、次はこの部分とこの部分、というところを、また専門の臭気の対策の会社と検討しながら進めていきたいと考えております。

S 委員 : 補足をさせていただきたいと思いますが、確かに、不要にシャッターがあいているという指摘をいただいているところでございます。ふじみ衛生組合では、これまでもリサイクルセンターの中央棟のプラットフォームまたは北側にシートシャッターをつけたりして、なるだけあく機会が少ないような改善に努めてきた経過がございます。

また、委託業者に、不要なとき、例えばトラックがいろいろな不燃ごみを持ってきたりというときはどうしてもあけざるを得ないので、それ以外は閉めるように指導をしてきたということもございますので、補足をさせていただきたいと思います。

D 委員 : 不燃ごみについては、今度新たに焼却場ができて、そこで可燃残渣を燃やすと聞いております。その関連で、私自身勉強不足なのですが、ちょっとわからない部分があるので教えてください。資料6の2、処理方法の比較というところで、変更後は「手作業にて選別する」とあります。不燃ごみというのは、例えば鉄とかアルミとかプラとか単体のものは少なく、ほとんどが木と金属の合わさったものとか、プラスチックと金属の合体したものとか、そういうものだと思うのです。そういう混合物、一体化したものはどういうふうに関後処理されるのか。

要するに、可燃部分と不燃部分に分けて、可燃部分は燃やされると思うのですが、その処理法がよくわかりません。

ついでに、典型的なものは粗大ごみの家具類です。木とガラスと金属が合体になっているようなものですが、それはどういう処置がされて、可燃部分が焼却場に来るのか、わからないので、合わせて教えてください。

2番目に、プラスチック衣装ケース等は破碎して燃やすとなっております

が、これだと、先ほど例を挙げましたように、金属部分とかガラス部分とかが当然あると思うのですがどう分別するのでしょうか。この破碎は、新たにこの裏に書いてあります新設の7,300万円の破碎機を使うのだと思うのですが、そのところで可燃部分と不燃部分はどう分けるのか。それとも既存のトロンメルを使うのか、教えていただきたい。

次に、4番ですが、残渣は燃やすとありますが、不燃ごみには当然、ガラスとか陶器とか燃えない部分があるわけですね。そういうものは、今度はどういうふうにしようとしているのか。つまり、不燃ごみ、粗大ごみを含めて、可燃部分と資源になる部分と、そのどちらにもならない、例えばガラスだとか電球だとか小さな化粧品、そういうものに分かれるのですが、それはどういうふう処理されようとするのか教えてほしいです。

最後に提案します。現在、汚れたプラスチックは不燃物に入れなさいとなっています。しかしふじみでは手選別されて可燃ごみになるのではないかと思うのです。そうすると、我々が不燃ごみに入れて、ラインで選別してまた可燃に戻すのだったら、無駄ですよ。税金の無駄遣いです、はっきり言わせてもらおうと。

そういうことで、これからは分類方法を考え直さなければならないと思います。さらにそれを敷衍しますと、例えば長靴とか革製品、テニスボールとかは不燃ごみにしなさいと書いてあります。しかし、常識的に見たら燃えるではないですか。この際、可燃と不燃の区分を見直してはいかがでしょうか。選別ラインで働く人々の労働を軽減して、さらに言えば税金の効率化を図ってもらうということも考えていただければと思うのですが。これは提案です。

R 委員 : 今、大きくわたって4点ほどご質問をいただきましたが、まず1つ目の、ちょっと説明が足りなくて申しわけありませんが、今、行っているプラスチックとか金属が混ざっている、例えばドライヤーやトースターというのは金属の部分とプラスチックの部分の複合素材でできていると思うのですが、今はそれを破碎系といたしまして粉碎して、するとそのラインの途中に、例えば磁選機といったものがございます。そういったもので、機械で金属とかアルミとかプラスチックとかの可燃性の残渣、不燃性の残渣と分かれていきますので、それでそれぞれ処理するような形になります。

それで、今度手選別作業になりますので、当然、今のような小型電器

製品はどうするのかということですが、小型電器製品につきましては、今、私ども、鉄くずは有価物として売り払いを行っていますが、事業者は何社か当たって確認したところ、そういった小型電器製品も、プラスチックの素材がついていても、その丸のまま有価で引き取っていただけるということを確認しましたので、それは可燃のほうには入れないで、そのまま鉄の有価物として売り払いの処分をすることにします。

2番目の小型破砕機のところですが、実はここの部分というのは、なぜ小型破砕機をつけるかということですが、今、いわゆる破砕系に入れていますのは、当然、今はまだ新ごみ処理施設が稼働していませんので、残渣を主に茨城県のひたちなか市というところに運搬して処理をしてもらっていますが、ごみを粉砕するというのは、細かくすればするほど搬送台数を抑えられるのです。そのために今、減容化しているのですが、今度は同じ敷地内にできますので、減容化する必要がないということでございます。

基本的に、この小型破砕機をつける目的は、普通の残渣であれば細かくしないでそのまま新ごみのプラットフォームに投入できるのですが、例えば一辺が30センチとか40センチを超えるような、一例を挙げれば先ほど言いましたプラスチック製の衣装ケースや、海外旅行へもって行くような旅行かばん、ああいうものは大きいので、丸のまま可燃施設のごみピットに投げることはできませんので、そういう限定したものだけを小型破砕機にかけて、ちょっと破砕して新ごみ処理施設のほうに投入して焼却処理をするということでございます。

そして3番目の、例えば残渣の中にガラス類とかというお話がございましたが、今、ガラスびんにつきましては、容器包装リサイクル協会といいまして、そういったところに無償で引き渡しております。当然、ガラスびんというのは基本的にはまたガラスびんとして生まれ変わるのですが、そういったものにつきましても手で選別してガラスとして引き渡すという形にします。

最後に、分別方法の区分の見直しというのがございましたが、先ほど、確かに、不燃ごみとかの中には、やはり汚れたプラ製品というのは当然出てきます。そういったものはリサイクルできませんので焼却処理するしかないのですが、そういったものも、今回は新ごみのほうで処理しますが、じゃあ、これは可燃ごみにすればいいじゃないかという分別の方法があり

ましたが、その部分につきましてはまたG委員のほうからご説明させていただきます。

G 委員 : 分別方法の見直しでございますが、現在、三鷹市と調布市と協議を行っているところでございます。その中で一点確認されましたのは、ゴム製品・革製品については、今後、両市としても可燃ごみで集めたいという方向で、今、検討を行っているところでございます。それによりまして税金の無駄遣いをなくしたいと考えております。

D 委員 : センター長が説明されたのはここに書いてあることですね。私が言いたいのは、プラスチックとかいろいろなものを粉砕した後に、必ず金属部分とかガラスとかがあるでしょう。それはすぐ全部可燃ごみに持っていきませんよね。どうやって分類するんですかということです。それは粗大ごみについても同じです。そういうことが1つ。

それからもう1つ、革とかゴム製品を可燃物にするというのは進歩だと思えます。ぜひやっていただきたいのですが、三鷹はちょっとわからないのですが調布では汚れたプラスチックも不燃ごみに入れなさいと書いてあります。これなども、まさにやめるべきではないかと思えますので、つけ加えさせていただきます。

G 委員 : まず1点目の金属性残渣、ガラス性の残渣ですが、金属性残渣については基本的にとれるものについては磁選機や手で取ってリサイクルしますが、そこで漏れてしまったもの、それからガラスについては磁選機等につきませんから、そういったものについてはこのシステムでは焼却場のほうへ行くということになります。それは現在行っているカツタでも同じでございます。現在もそういった取り切れないものについてはカツタのほうで焼却をされております。その点は現在と同じシステムです。

それから2点目の、汚れたプラについては可燃ごみにするべきだというご意見です。これについては、三鷹市、調布市とも同じような議論をしていますが、なかなかそこまで結論が出ておりません。今後も引き続き三鷹市、調布市と協議をしてまいりたいと考えております。

会 長 : B委員は先ほどと同じ内容でしょうか。それでありましたら、後ほど個別にということをお願いできませんか。じゃあ質問、短目に。B委員。

B 委員 : 次長に質問します。あなたは東棟の南から2個目、ずっとあいていたじゃないですか。何で扉をあけるのですか。あなた言ったでしょう。扉をあ

けないようにしてくださいと言ったら「やります」と言ったのに、あけてあるじゃないですか。

だから、防犯灯、46万円つけて監視しなさいと。それもやらないじゃないですか。あけないようにするようにならなければいいか、もう1回回答をください。

S 委員 : お答えをさせていただきます。先ほども申しましたように、どうしてもシャッターは、トラックで例えば可燃性の残渣を運んだときなど、シャッターをあけなければならないというような状況もございます。先ほども言いましたように、委託業者のほうに、不要なとき、何もないときにあけないように指導をしたりしています。

ご指摘をいただいているところは重々わかっておりますが、委託業者さんにそのようなことで指導をしているところでございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

B 参与 : ふじみ衛生組合の構成の団体の調布市でもありますので、その辺のところについては、ふじみ衛生組合とも連携を図りながら、十分に検討というか対応をしてみたいと思います。

(7) 可燃ごみの夜間搬入について

会 長 : ほかにはもうないですね。

それでは、(7) 可燃ごみの夜間搬入予定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 事務局より資料7につきまして説明をさせていただきます。資料7、裏表になっておりますのでごらんいただきたいと思います。

まず、三鷹市の可燃ごみの夜間・早朝収集についてということでございます。

そこに表書きがございます。10月17日開催の第28回ふじみ衛生組合地元協議会におきましてご質問いただきました、三鷹市の可燃ごみ夜間・早朝収集につきまして、別添資料のとおり実施いたしますのでご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

裏側を見ていただきます。まず、三鷹市の可燃ごみの夜間・早朝収集についてでございます。

実施目的については、まちの美化、カラスによるごみの散乱防止等、そこ

に記載のとおりでございます。

なお、実施時期につきましては、平成12年10月から実施しているということでございます。

実施地区でございますが、三鷹駅南口エリア、三鷹市下連雀三丁目地区及び上連雀二丁目地区の限定でございます。

実施曜日につきましては、毎週月曜日と木曜日。当該日、夜間おおむね午前0時から3時半までということでございます。収集台数につきましては3台でございます。

搬入時間と台数につきましては、月曜日の収集のものは火曜日の午前0時半から4時までの間、搬入台数につきましては3台が4往復という形になります。延べ12回搬入、各車約1時間おき。金曜日につきましては、これは木曜日の収集のものが金曜日の0時半から3時まで。搬入台数が3台で3回搬入、延べ9回搬入。各車約1時間おきでございます。

搬入ゲート等につきましては、三鷹市内を通過しCゲート、東側のゲートです。いわゆる現在の三鷹市の暫定管理地のほうのゲートから搬入します。

その他でございます。夜間収集の地区、曜日、時間及び収集台数につきましては、上記の範囲内で実施します。夜間収集は、このような特別限定なものという収集でございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

- B 委員 : 今、事務長の説明がありました。この間、三鷹の生活環境部長さんから私宛てに、夜間収集についての文書をいただいたわけ。私は、三鷹の生活環境部長さんから夜間収集について詳細な文書をいただくわけにはいかない。これは協議会の中で発言があったので、したがって、事務長から出すのが本当だろうということで、あの文書はお返ししましたが、そういうことではなくて、本当を言えばやってもらいたくないですよ。そんな丑三つ時に、火曜、金曜、夜中の0時30分から4時まで12回。恐らく三鷹通りを通過してAゲートから入るだろうと。それは、Cゲートから入るといったのは、調布のごみ対課長が提案したからですよ。b副会長が提案したといううわさも聞いているけれど、そもそもは調布のごみ対課長が提案しているのですよ。そういうのを三鷹でやるのだったら三鷹の通りを通過してもらおうと。あのとき言ったじゃないですか。人見街道を牟礼の人は

通るなど。横断はいいけれど東から西に通るなど約束したでしょう、あなた。そういうようなことをやって、三鷹通りを通過して、私のほうはあそこは7軒、人数は60人ぐらいいますけれど、あそこを両方通られるのですよ。だから、今言いましたね。三鷹の通りを通過してやるんですね。

それと、これは調布の環境部長に言ったのですが、三鷹がやったら調布もやる。さらに三鷹は駅前通り、少なくとも混んでいるところはどんどんふやしてくるんじゃないか。それは防止してください。歯どめをかけてください。これ以上ふやさない。これ以上やらないということを証明してくださいと申し上げた。それはどのようにになっているか。教えてください。

a 副会長 : それでは1点目の搬入ゲートにつきましては、三鷹市内を通過して東側のCゲートから搬入いたします。

C 委員 : 三鷹の現状を率直に説明させていただきたいと思います。もともと夜間収集というのは、駅前地区のごみ問題を解決するために始めた収集なのです。ですから、ここに記載のとおり、その他のところにも書いておりますが、そういった特有のごみ問題を解決するために始めた制度でありまして、夜間収集というのはかなりコストがかかるのです。それはもうご存じのとおりです。ですから、例えば関東地区でやっているところ、船橋や相模原といった大きな都市でもやっているところはありますが、それは商業地区というか駅前地区に限定をされています。

ですので、今後、私ども、今、駅前地区で所期の目的を達成をしていると思っておりますので、現時点では、今のところ、拡大をするという考えは持っておりません。

B 委員 : 不届きだと思うのです。大体、言い出しっぺがおかしいですよ。三鷹の駅前の人、混雑するから、早くやってくれと。それは三鷹の人は当然言うでしょう。それを我々のほうへ来て、夜中に扉をあけては困りますよ。嫌に決まっていますよ。自分のことしか考えないからそういう発言になる。もう少し、通られるほうの身も考えてくださいよ。Aゲートから出るに決まっていますよ。Cゲートから入ってCゲートから抜けるんですか。Cゲートから出ないでしょう。Cゲートから入ったら向こうへ行って、入り口から我々のほうを通過してぐるっと回って、西口から入るじゃないですか。それは、夜中の丑三つ時に、0時から朝の4時まで12回も繰り返したら困りますよ。私は断りたいですよ、本心は。だけど、少ないか

らやってくださいと。それならやむを得ないでしょうという話になったのだけれど、それは事務長に言ったように、あなたから私に言って、私に文書を出して、それでオーケーかもしれないでしょう。協議会にかけて、少なくとも調布の環境部長からこれ以上ふやさないとか、この地域以上はやらないとか、ちゃんと発言してくださいよ。注文つけた。だから、これ以上ふやさない。これ以上地域もふやさない。回数もふやさない。火曜日、金曜日ですよと、ちゃんと文書を出しなさいと言ってある。どうしたんですか。

C 委員 : 前回、地元協議会でB委員からご質問をいただきましたので、できるだけ早くお知らせをしたいということで私、生活環境部長の名前で出しました。それで、情報提供を先にさせていただいて、いずれにしても次のこちらの地元協議会で報告をさせていただきたい、そこは文書等については情報共有ということも当然、事務長とも相談をしておりました。そういうふうに考えておりましたが、B委員のほうから先の文書は要らないということでしたので、あらためて管理者名でお出しをさせていただいたということで、管理者名でこういうふうに、裏面に今後の予定について書かせていただいておりますので、このとお受けとっていただければと思います。これ以上でもこれ以下でもありません。

B 委員 : 要するに、地域の拡大、あるいは調布もやりたいと言うかもわからない。三鷹だってこれからどんどんふやすかもわからない。これ以上ふやさない、回数もふやさない、むしろ解消してくださいよ。我々にしてみればひどく迷惑ですよ。

A 参与 : 三鷹の夜間収集の方法について、ご迷惑だというご指摘がございますが、私どもからすると、そこまで言われると、調布のごみをこれまで三鷹のごみ処理場で受け入れていたんですよ。毎年4,000トン。だから、それはそれぞれのいろいろな事情で、私どものほうも特に何も言わずに、一緒にやる仲間であるということやってきているわけですから、私もそんなことは言いたくないのだけれど、三鷹市のごみの収集で、しかも丑三つ時だ丑三つ時だと言われますが、三鷹のルートを通って、東側のほう、人家がないほうから入れて、1時間に3台ですよ。東八通り、一体1時間に何台、深夜に走っていると思っっているのですか。

やはりそれは、許容範囲がありますよ、はっきり言って。私どもの政策にまで、そこまで口を挟まれるとしたら、私どもとしては、三鷹市として

は心外です。

会 長 : B委員、ちょっといいですか。私のほうからも質問です。収集車が入る、その収集車が通るのがわかりますか。収集車が特定できますか、その深夜に。それがわかるのですか。どの車かわからないじゃないですか。

B 委員 : A参与に、今、盛んに、調布はお願いしています、そういうことを言ったのですが、もともとワーキンググループということでいろいろ検討されたのではないですか。大体、三鷹は新川の焼却場があるから勝手にしなさいよと。三鷹の市議会は二枚橋が野川公園に移るときに反対したのですよ。あんなところにつくられては困ると。それを何ですか、今、調布のごみは燃やしてやる？ それはおかしいんじゃないですか。そういうことを理由に言うのは。今、言ったでしょう。調布のごみを三鷹が燃やしてやっているんだと。武蔵野・三鷹の組合があつたでしょう。それで第一処理場、第二処理場でやってたんでしょ。それを調布は二枚橋が。だから、そこになるとまた、この、あれになっちゃうんだ。あなたが言ったんだからね。調布のごみは燃やしてやると。夜間収集ぐらい協力してくださいと、あなたが言った。今。言いましたよね。

だから、本題に戻すと、夜間収集については三鷹通りを通るだろうと。どうせAゲートから入って通ればですよ。通ればそういうことになる。

A 参与 : 心外な言い方をさらにされているので、私としても非常に不快であります。調布のごみを燃やしてやっているから夜間収集を我慢しろなんて一言も言っていませんよ、私は。そうじゃないでしょう。あなたのほうが、1時間に3台、夜に通る車について、三鷹の政策についてまで、ふやすなだとかそういうことをおっしゃるから、そこまでは言い過ぎでしょうと言っているのです。その例を言っているのです。おかしくないですよ。

私としては——これ以上私も言いませんが、ごみのことではお互い様でやってきているのです。それぞれの政策があつて、ここまでのいろいろな経過があつて、ようやくまとまったところじゃないですか。それを、B委員のほうの西側を通らずに、そこから何百メートルも離れているところを通って、1時間に3台ですよ。その車の通過について、私どもの政策をやめろとか縮小しろとかふやすなとか言うのは、私どもとしては受け入れられないと申し上げているのです。これは何回言われても同じです。

3 その他

次回日程

会 長 : この議論は終わり。後ほどということをお願いします。
それでは、ほかにないですね。なければ、次回日程ということによろしい
でしょうか。
事務局、お願いします。

事務局 : それでは、次回の日程でございますが、1月ということをお願いしたい
と思います。1月16日の水曜日か、17日の木曜日でお願いできればと
思います。

(日程調整)

会 長 : それでは、1月16日ということによろしいでしょうか。時間は同じ6
時半から、新しいこの会議室ということによろしくをお願いします。

N 委員 : 野崎町会から派遣されている委員なのですが、この前、25日に見学会
をさせていただきました。大変すばらしい見学会だったと思っております。
そこで2つばかり質問があったので、私も知らなかったものですから、
G委員にもちょっとさっき立ち話をしたのですが、このパンフレットの中
に、工事代金というのは幾らぐらいかかっているのだという質問があった
のです。そして、この資料を見ましたら、リサイクルの関係などでは予定
額を書いているわけですが、この資料の中に、大体でもいいですから、何
億ぐらいはかかりますよというような表示ができないものなのかという質
問なのです。

それともう1つ、立派な煙突が立っておりますから、ごみ減量のPRと
いうか、そういったものをペンキで書くというような方法はできないかと
いう質問、その2つです。それを教えていただきたいということです。

G 委員 : まず1点目の、建設工事費ですが、税込みで101億6,400万円でご
ざいます。パンフレットですが、工事に際しましてJFEエンジニアリン
グのほうでつくっていただいたパンフレットでございます。一般的に、こ
ういった工事のパンフレットには金額を入れないというほうが多いよう
でございます。これについては、再度刷り直しということは考えておりませ
んので、大変申しわけありませんが、今回はこのパンフレットでご容赦い
ただきたいと考えております。

2点目の、煙突にいろいろ広告等をとというお話をいただきました。確か

に、非常に目立つとは思いますが、実は、この煙突を立てるに当たりましては、景観法等によりまして、事前にこういう配色にしますということで届け出をしています。ですので、現在はその法に基づいてつくっておりますので問題ないのですが、もし変えるとしますとまた一連の手続が必要になりますし、場合によっては認められないというような見解が出る可能性もありますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

4 新ごみ処理施設視察見学

会 長 : ほかになければ、クリーンプラザふじみの視察のほうに行きたいと思いますが、よろしいですか。時間がなくなってきましたので。ちょっと時間が過ぎてしまいましたが、ご了解いただきたいと思います。

それでは視察に行きたいと思います。また、傍聴の方も、事務局に申し出ていただければ参加できますので、よろしくをお願いします。

見学後、1階で解散となりますのでよろしくをお願いします。

(新ごみ処理施設見学)

21時09分 散会